



市 章

大津市公報

令 和 5 年 8 月 1 日
号 外 (第 4 7 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 57 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1
- 58 大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則…………… 1

○ 農 業 委 員 会 告 示

- 12 公印の改刻について…………… 3

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第57号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表坂本町家地区伝統的建造物群保全修理修景モデル補助金の項の次に次のように加える。

登録有形文化財建造物保存活用事業補助金	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく登録有形文化財である建造物の修理及び建造物を有形文化財に登録する申請に際し必要となる書類の作成を行う当該建造物の所有者に対し、当該修理及び書類の作成に要する費用の一部を補助し、もって文化的価値を有する建造物の保存及び活用を図ること。
---------------------	---

別表第4項の表農業経営開始資金の項の次に次のように加える。

農業経営発展支援事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者が就農後の経営発展のために必要となる農業用機械等の導入等を支援し、もって農業に従事する人材の一層の確保及び定着を図ること。
----------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第58号

大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第11条中「社会福祉法人又は」を「社会福祉法人、」に改め、「された消費生活協同組合」の次に「又は労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の規定により設立された労働者協同組合」を加え、「第6号及び第7号」を「第5号及び第6号」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 事業の運営体制に関する申出書（様式第17号の2）又はこれに代わるものとして市長が認める書類
- 第11条第2号中「訓練事業」を「生活困窮者就労訓練事業（以下「訓練事業」という。）」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「申請者」を「訓練事業を行おうとする者（次条において「申請者」という。）」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。
- 様式第17号の次に次の1様式を加える。

様式第17号の2 (第11条関係)

事業の運営体制に関する申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

生活困窮者就労訓練事業の運営体制について、次のとおり申し出ます。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ()		
		電話番号		FAX番号
		Eメールアドレス		
		沿革		
	目的 (事業内容)			
	企業全体の従業員数			
企業全体の組織図				
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号 ()		
		電話番号		FAX番号
		Eメールアドレス		
		事業所の従業員数		
事業所の組織図 (支援体制)		※ 協力事業所等がある場合は、協力事業所等の名称、事業内容、協力体制等を含めて記載すること。		
特記事項	※ 就労訓練事業を利用する生活困窮者が主に従事する予定の業務内容、障害者の雇用状況等を記載すること。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第12号

公印を改刻したので、次のとおり告示する。

令和5年8月1日

大津市農業委員会

会長 安 井 善 次

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市農業委員会長印	会長名をもって発する文書	事務局長	令和5年8月10日	新
				旧

